

2018年9月10日

健保担当責任者 殿
被保険者各位

パナソニック健康保険組合

**平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により被災した
被保険者等に係る一部負担金等および健康保険料の取り扱いについて**

このたびの地震により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
平成30年9月6日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震により、内閣府は下記の市町村に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該の市町村に在住する世帯の当健保被保険者等に係る一部負担金等および被災事業所等における健康保険料の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【適用市町村】

適用市町村については、『平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る災害救助法の適用について【第1報】』をこちらからご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

【措置内容】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の猶予または免除
- ② 保険料の納期限の延長または納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付

【上記①の対象となる被災】

災害救助法の適用を受けた市町における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、全流出の損害を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

パナソニック健康保険組合 保険業務部
加入者サービス課 阪井・山中
事業所サービス課 高城（たかぎ）・岩片（いわかた）
TEL 06-6992-5135・5137（直通）

以上